

## 福生市告示第 150 号

### 建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、福生市が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法は、次のとおりとする。

令和 7 年 10 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

#### （用語の定義）

第 1 条 この告示における用語の意義は、福生市告示第 149 号（以下「第 149 号告示」という。）の例による。

#### （競争入札参加資格の申請）

第 2 条 登録申請をしようとする組合は、福生市に申請しなければならない。

2 組合の登録申請の条件は、第 149 号告示第 2 条第 4 項の規定の例による。

3 前項の規定にかかわらず、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

4 組合の登録申請は、次のいずれかの審査方式によって行わなければならない。この場合において、第 2 号に掲げる方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

（1） 経審方式（組合が有する経審の総合評定値 P 点により客観点数を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算定する方式をいう。）

（2） 審査対象事業者方式（所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者（次の条件に該当する者をいう。）を複数（次条の表に定める数）選任し、客観点数及び主観点数について、第 7 条の表に掲げる競争入札参加資格の審査基準に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式をいう。）

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い、及び承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業（経審を必要とする業種である「船舶」及び「ろ過層処理」にあつては同法第2条第1項第1号に掲げる中小企業、経審を必要とする業種である「設計」、「測量」及び「地質調査」にあつては同法第2条第1項第3号に掲げる中小企業）であること。

エ 本店が東京都内に存在すること。

- 5 経審必要業種に申請する場合であつて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する適用事業、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していなければならない。

（業種及び審査対象事業者）

第3条 審査方式による業種及び審査対象事業者は、次の表のとおりとする。

| 審査方式の区分                      | 業種番号及び業種                                                           | 審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 審査対象事業者方式のみとする業種             | 11 建築設計 14 測量<br>12 土木設計 15 地質調査<br>13 設備設計 17 船舶<br>99 (15) ろ過層処理 | 2 者から 5 者まで                    |
| 審査対象事業者方式又は経審方式のいずれかを選択できる業種 | 上記以外の業種                                                            | 3 者から 5 者まで                    |

（客観的審査事項及び主観的審査事項）

第4条 客観等級は、次に掲げる方式により業種別に算出した客観点数を第149号告示別表1に当てはめ、決定する。

（1） 経審方式（第149号告示第6条第1項第1号に掲げる方法をいう。）

（2） 審査対象事業者方式（次の表に定める点数により客観点数（ $0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$ ）により算出した点数をいう。）を算出する方法）

|                    |            |                                                                                                                   |
|--------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 完成工事（完成）高による点数（X1） | 経審を必要とする業種 | 第149号告示別表5の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均完成工事高について、各審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を第 |
|--------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                            |                                                                                                                       |                                                                                              |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |                                                                                                                       | 149 号告示別表第 5 に当てはめて得た評点を X1 とする。                                                             |
|                            | 経審を不要とする業種                                                                                                            | 全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の 2 年又は 3 年の年間平均完成工事（完成）高の合計額を第 149 号告示別表 5 に当てはめて得た評点を X1 とする。        |
| 自己資本額及び平均利益額による点数（X2）      | X21 と X22 の点数を加算した点数を第 149 号告示別表 8 に当てはめて得た評点を X2 とする。                                                                |                                                                                              |
| 自己資本額点数（X21）               | 全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2 年平均）の合計額を、第 149 号告示別表 6 に当てはめて得た評点を X21 とする。 |                                                                                              |
| 平均利益額（X22）                 | 次の算式により計算した審査対象事業者の合計額を、第 149 号告示別表 7 に当てはめて得た評点を X22 とする。<br>利払前税引前償却前利益＝（営業利益＋減価償却実施額）の 2 年平均の額                     |                                                                                              |
| 納税額による点数（Y）                | 経審を必要とする業種                                                                                                            | 審査対象事業者の経審の Y 点の平均値とする。                                                                      |
|                            | 経審を不要とする業種                                                                                                            | 審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税済額の平均額を、第 149 号告示別表 9 に当てはめて得た評点を Y とする。                      |
| 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z） | Z1 の点数に 5 分の 4 を乗じたものと Z2 の点数に 5 分の 1 を乗じたものの合計した数値（小数点以下切捨て）を Z とする。                                                 |                                                                                              |
| 技術職員数点数（Z1）                | 経審を必要とする業種                                                                                                            | 審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数）の合計人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、第 149 号告示別表 10（1）に当てはめて得た評点を Z1 と |

|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                             | する。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                       | 経 審 を 必 要<br>と し な い 業<br>種 | <p>審査対象事業者が申請した当該業種に従事する技術職員（直接かつ恒常的に雇用している者をいう。以下同じ。）の人数の合計を次の数式に入れて計算した技術職員数値を、第 149 号告示別表 10（１）に当てはめて得た評点を Z1 とする。</p> <p>技術職員数値＝１級監理受講者数×６＋１級技術者数×５＋基幹技能者数×３＋２級技術者数×２＋その他技術者数×１</p> <p>※申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接かつ恒常的に雇用している者）の人数に５を乗じた数値を技術職員数値とみなす。</p> |
| 元請完成工事（完成）<br>高点数（Z2） | 経 審 を 必 要<br>と す る 業 種      | 第 149 号告示別表 10（２）の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む２年又は３年の年間平均元請完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を第 149 号告示別表 10（２）に当てはめて得た評点を Z2 とする。                                                                                                                    |
|                       | 経 審 を 必 要<br>と し な い 業<br>種 | 全対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む２年又は３年の年間平均元請完成工事（完成）高の合計額を第 149 号告示別表 10（２）に当てはめて得た評点を Z2 とする。                                                                                                                                                                                       |
| その他社会性等による<br>点数（W）   | 経 審 を 必 要<br>と す る 業 種      | 審査対象事業者が有する経審の W 点の平均値とする。                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 経 審 を 必 要                   | 個々の審査対象事業者について                                                                                                                                                                                                                                                               |

|  |        |                                           |
|--|--------|-------------------------------------------|
|  | としない業種 | 第 149 号告示第 7 条の表第 5 号により算出した評点 W の平均値とする。 |
|--|--------|-------------------------------------------|

2 主観等級は、組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（第 149 号告示第 6 条第 2 項第 2 号に掲げる主観点数によるもの）について、次の各号に掲げる方式に応じ、当該各号に定める方法により算出した主観点数を第 149 号告示別表 1 に当てはめ、を決定する。

（１） 経審方式 組合が発注者別（発注者区分については第 149 号告示別表 3 のとおり）に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高額な請負金額（発注者区分が民間であるものにあつては、請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額）に、主観点加算率（第 149 号告示第 6 条第 2 項第 3 号に掲げる主観点加算率をいう。以下同じ。）による加算を行った点数を業種ごとの主観点数とする方法

（２） 審査対象事業者方式 審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（発注者区分が民間である者にあつては、2 分の 1 を乗じた金額）に、残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額（発注者区分が民間である者にあつては、2 分の 1 を乗じた金額）に 2 分の 1 を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴の金額のうち最も高い金額のもののいずれか高い方に、主観点加算率による加算を行った点数を主観点数とする方法

（変更申請に伴う主観点数の再審査）

第 5 条 組合の ISO14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ又は K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード及び ISO9000 シリーズの 9001 に関する変更申請があつた場合は、主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。この場合において、業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があつた場合も、主観点数の再審査を行う。

（申請内容を証明する書類）

第 6 条 登録申請を行った組合は、申請後に福生市から申請内容が事実であることを証明する書面（官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿等をいう。）の提示を求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

（準用）

第 7 条 次の表左欄に掲げる手続については、同表右欄に掲げる規定の例により行うものとする。

| 手続         | 規定             | 備考           |
|------------|----------------|--------------|
| 競争入札参加資格の審 | 第 149 号告示第 5 条 | 登録申請を行い承認された |

|                                           |                      |                                                                                 |
|-------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 査基準                                       |                      | 業種に必要とする建設業許可について、組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。   |
| 組合の登録申請の方法                                | 第 149 号告示第 3 条       | 審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。 |
| 競争入札の参加者の資格（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）     | 第 149 号告示第 4 条       |                                                                                 |
| 競争入札参加資格の審査結果の確認                          | 第 149 号告示第 10 条第 1 項 |                                                                                 |
| 競争入札参加資格の資格の取消し                           | 第 149 号告示第 10 条第 2 項 | 審査対象事業者方式により申請を行った組合が資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格の取消申請を行わなければならない。        |
| 競争入札参加資格の資格の変更申請（組合員（審査対象事業者を除く。）の変更を含む。） | 第 149 号告示第 10 条第 4 項 | 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更は、次期の登録申請を行うまでの期間中に行うことができない。                                |
| 虚偽申請をした者の取扱い                              | 第 149 号告示第 10 条第 7 項 |                                                                                 |
| 代理申請                                      | 第 149 号告示第 11 条      |                                                                                 |
| 公開等                                       | 第 149 号告示第 12 条      |                                                                                 |